

あたりまえに木のある暮らし推進事業（木造・木質化等） Q & A 【R6. 4. 10 現在】

●改訂履歴

年月日	改訂内容
R 5. 7. 6	作成
R 6. 4. 10	Q 追 1（実施要領第 4 関係 補助対象事業の考え方を追加）
R 6. 4. 10	Q 追 2（実施要領第 6 関係 補助対象箇所の考え方を追加）

実施要領第 4 関係【補助対象事業】

Q 1 補助の対象となる事業はどのような事業か？

A：県民に広く利用される施設において、利用者への展示波及効果が期待できる施設で、県産材を利用した施設を木造又は木質化の整備する事業になります。

なお、前記で整備した空間に併せて、木の調度品又は木のおもちゃの設置を行うものも対象事業となります。

ただし、前記に関わらず下記の事業は対象事業としません。

- ①国又は県の支出金及び補助金等の交付を受けた事業
- ②国又は県が出資する財団法人等から助成金を受けた事業
- ③宗教的活動に関する事業
- ④政治的活動に関する事業
- ⑤公序良俗に反する事業

Q 追 1 国又は県の補助金等を活用して整備する施設において、同時に木質化を実施する場合、その木質化については補助の対象になるか？

A：同一対象への重複の補助は認められませんが、例えば、その施設の建物本体と木質の請負工事契約や工事費が明確に区分され、各補助事業の対象を切り分けることができれば、補助の対象になります。

実施要領第 5 関係【補助事業者】

Q 2 補助事業に応募できる者は誰か？

A：県内の施設を所有又は管理・運営する者は、応募できます。

ただし、次に掲げる者は対象になりません。

- ①事業を営んでいない個人
- ②国又は都道府県
- ③暴力団又はその構成員及びその統制下にある者が関係する団体

- ④政治的な活動を目的とする団体
- ⑤県税等に係る徴収金を滞納している者

実施要領第6関係【補助対象施設等】

Q 3	対象となる施設整備はどのようなものか？
-----	---------------------

A：施設の木造又は木質化を伴う工事を対象とします。

例えば、既存施設の木質化の改修、新築・増築等の木造又は内外装の整備です。（建築物の付属物（ウッドデッキ等）を新設する場合は対象となる場合があります。【Q9参照】）

本事業は、県産材の魅力を県民等に広くPRするためのものであることから、県産材をあえて使用する施設整備を対象に支援する目的で、木造又は木質化を伴う工事を対象としています。

そのため、次に掲げる施設は、補助の対象施設（場所）とはしません。【Q1参照】

- ①不特定多数の利用がない施設（場所）。（ただし、子どもの居場所のうち、保育園、幼稚園及び小学校等は、補助の対象施設となります。）
- ②専ら施設の従業員等の利用される施設（場所）

Q 4	補助対象となる木造・木質化や木の調度品等の設置はどのようなものか？
-----	-----------------------------------

A：木造：施設の建築工事であって、構造耐力上主要な部分である壁、柱、梁、桁、小屋組等の材料に木材をしようしたものです。

木質化：施設の内外装（床、壁、天井等）工事であって、施設利用者等から見える部分に木材を使用したものです。

調度品：日常の事業活動において用いられる、机、椅子、ベンチ、棚等の家具です。ただし、持ち運びが容易な小物類等は対象外とします。

おもちゃ：子ども向けの玩具や遊具です。

Q追2	軒裏や外壁等の木質化は補助の対象になるか？
-----	-----------------------

A：内外装工事を、木材の展示波及効果等が得られる箇所として施設利用者から見える適材適所に木材を使用したものは、補助の対象になります。

Q 5	先駆的な木材利用等とはどのようなものか？ また、どの程度使用すれば対象となるか？
-----	---

A：先駆的な木材利用等とは、下記のとおりです。

- ①先駆的な木材利用として、CLT を構造耐力上主要な部分に活用する建築物、接着重ね梁を活用した建築物

②県の施策的に進めるものとして、構造耐力上主要な部分に、耐火集成材・LVL・NLT・壁柱工法・被覆型耐火構造・燃え止まり型耐火構造・鋼材内臓型耐火構造を活用する建築物、不燃木材（大臣認定）・JAS 製材品・森林認証製品を活用した建築物

その他の木材利用については、個別に判断を行いますので、随時、御相談ください。

また、当面の間、木造・木質化に係る木材使用量に占める先駆的な木材利用等の使用量の割合が5割以上であることとします。

Q 6 | 内装工事に併せて、開口部や間仕切壁等を新設する場合、補助対象となるか？

A：開口部の窓枠、間仕切壁等に県産材を利用した場合、木材費は対象となります。

ただし、新設に伴う既存部分の解体工事及び木製品以外の材料を新設するための工事は補助対象外となります。

Q 7 | 四阿（あずまや）のような壁面がない建築物は対象となるか？

A：不特定多数の利用者が見込まれる場合は、対象となります。【Q9参照】

Q 8 | 木の調度品のみの設置を考えているが、補助の対象となるか？

A：補助の対象外です。

本事業は、県産材を活用した魅力的な空間の創出を目的としていることから、新築等による木造又は内外装の改修等に併せて、木の調度品等の設置を補助の対象としています。

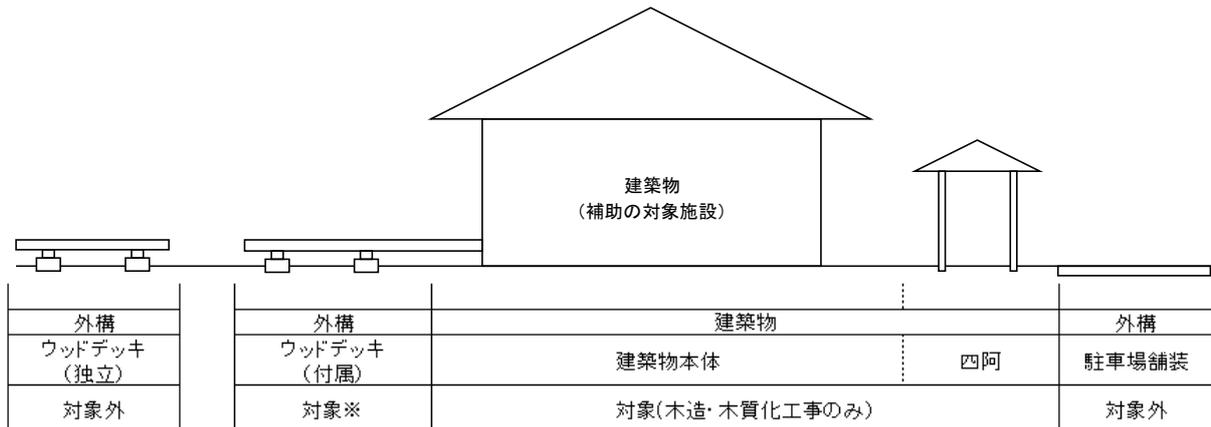
Q 9 | ウッドデッキは補助の対象になるか？

A：建築物本体の工事に伴い、ウッドデッキを新設もしくは改修する場合に限り対象となります。

本事業では、県産材を利用した施設を見て、実際に触れてもらうことで、県産材の良さを感じてもらい、県産材の利用に繋げることを目的にすることから、補助対象となる建築物本体に付属するウッドデッキであれば、本事業の目的に該当すると考えるため、補助の対象とします。

ただし、独立したウッドデッキは対象外とします。

ウッドデッキや四阿等が補助対象になるかは、下図を参考にしてください。【Q7参照】



※建築物本体に木造・木質化の工事を伴う場合のみ

Q10 施設の工事期間と補助事業実施期間の違いは何か？

A：施設の工事期間は、工事契約の契約日から供用開始（予定）日の前の日とします。

補助事業実施期間は、木材等の発注日（補助対象事業費に係る材料のうち、いずれか早い発注日）から展示波及効果が得られ、補助対象となる工事が完了し、補助事業者が検査、引渡し（納品）が完了した日とします。

Q11 事業の内示を一度受けたことがある施設において、再度、申請することは可能か？

A：同一年度中の再申請をすることはできないこととします。

本事業は、県民に県産材に触れる機会を作り、県産材利用の「きっかけ」作りを目的とすることから、県内の多くの施設で県産材に触れることができる場所を設けたいと考えるため、同一年度中に内示を受けたことがある施設において再申請することはできないこととします。

Q12 オフィス内の貸し会議室は補助対象となるか？

A：対象とします。

不特定多数の者が利用する会議室等を対象としているためです。ただし、利用者が特定される執務室等は対象外とします。

Q13 大型商業施設等について、1 建築物内で複数の事業者が別で補助申請することは可能か？

A：事業者が異なる場合は、同一の建物内であっても、事業者別で申請が可能となります。

補助対象の可否は下表を参考としてください。

区分	パターン1	パターン2														
整備例	<table border="1"> <tr> <td>店舗A</td> <td>店舗B</td> <td>店舗C</td> <td>店舗D</td> </tr> <tr> <td>店舗E</td> <td colspan="2"></td> <td>店舗F</td> </tr> <tr> <td>店舗G</td> <td>店舗H</td> <td>店舗I</td> <td>店舗J</td> </tr> </table>	店舗A	店舗B	店舗C	店舗D	店舗E			店舗F	店舗G	店舗H	店舗I	店舗J	<table border="1"> <tr> <td>2階: 店舗B</td> </tr> <tr> <td>1階: 店舗A</td> </tr> </table>	2階: 店舗B	1階: 店舗A
店舗A	店舗B	店舗C	店舗D													
店舗E			店舗F													
店舗G	店舗H	店舗I	店舗J													
2階: 店舗B																
1階: 店舗A																
整備内容	既存施設内において、事業者が異なる店舗B、Jの整備	既存施設内において、1・2階で事業者が異なる店舗の整備														
補助対象の可否	事業者が異なる場合は、同一建物内であっても、事業別に申請が可能															

Q14 店舗併用住宅の取扱いはい？

A：1 建築物内において、住宅部分と非住宅部分が明確に分かれる場合は、非住宅部分で、かつ、広く県民が利用する施設（場所）に木材を使用する場合は、補助対象とします。

ただし、国又は県の支出金及び補助金等で、住宅の支出金及び補助金等に、非住宅部分も補助対象となっている場合は対象外とします。

【補助対象事業費】

Q15	補助対象事業費の範囲は？
-----	--------------

A：木造・木質化の補助対象事業費は、県産材の材料代に要する経費とし、木材費、木材の加工費、下地材に加え、木材への塗料、釘等の設置に必要な部品、実施要領第 22 に基づく表示を木の表示板等の作成をする場合その作成費を対象の範囲とします。

工事にかかる諸経費、設計費や撤去・処分費、電気・機械設備工事費等は対象外とします。

【補助対象施設等の管理責任】

Q16	事業により取得した、施設及び木の調度品等に関する管理責任については誰が負うのか？
-----	--

A：補助事業者が負うものです。

本事業により取得した施設及び木の調度品については、善良な管理者の注意をもって、管理を行うことを補助条件にしています。そのため、利用者の安全に万全の配慮をしてください。

Q17	事業完了後、破損した箇所等を再び改修することは可能か？
-----	-----------------------------

A：破損箇所を修理することは可能です。ただし、修理する木質部材には県産材を活用し、県産材の使用量が下回らないよう御留意ください。

なお、工事の内容によっては、実施要領第 19 により、財産処分等の手続が必要になる場合がありますので、事前に地域振興局に御相談ください。